

平成 31 年 2 月 19 日 (平成 30 年度第 15 号)

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
全国保育士会事務局



全国保育士会委員ニュース

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
http://www.z-hoikushikai.com

<ニュースの内容>

- 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」改訂案に関するパブリックコメントを募集—2月21日(木)締切
- 児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の実施について
- 子ども・子育て会議(第41回)が開催される(内閣府)
- 保育所・認定こども園等の「児童福祉施設」は7月から「敷地内禁煙」に(厚生労働省)

◆「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」改訂案に関するパブリックコメントを募集—2月21日(木)締切◆

厚生労働省は、平成31年2月8日、「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」改訂案に関するパブリックコメントの募集を開始しました。

「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」の改訂にかかる検討は、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインの見直し検討会(座長:藤澤隆夫 独立行政法人国立病院機構三重病院 院長)にて行われています。本検討会には、全国保育士会北野久美副会長があげばの愛育保育園 園長の立場で参画し、保育現場の視点から意見を述べてきました。

今般、本検討会での検討を踏まえた「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン(2019年改訂版)」素案(別添1)が作成され、それに対するパブリックコメントの募集が実施されるものです。

パブリックコメント実施の詳細は、以下 URL をご参照ください。

【「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」改訂案に関するパブリックコメント募集ページ URL】

<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCMMSTDETAIL&id=495180371&Mode=0>

◆児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の実施について◆

平成31年2月8日、児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議より、「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の更なる徹底・強化について」(別記囲みのとおり内容抜粋

および別添2) が示されました。

本方針では、「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」(平成30年7月20日)にて係る事項について緊急点検、体制強化に取り組むこととされています。

本方針を受け、平成31年2月14日、内閣府、文部科学省、厚生労働省の連名で自治体宛に、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の実施に向けた事務連絡が発出されました。(別添3)

本事務連絡では、各保育所・認定こども園等においても、児童虐待が疑われる事案に係る緊急点検の実施が求められています。各自治体からの案内にもとづき、各保育所・認定こども園等にてお取り組みくださいますようお願いいたします。

【「児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策」の更なる徹底・強化について】

1. 児童相談所及び学校における子どもの緊急安全確認等

〔中略〕

- 全国の公立小中学校・教育委員会等において、今回のような虐待が疑われるケースについて、1か月で緊急点検すること

〔中略〕

2. 新たなルールの設定

- 要保護児童等の情報の取扱いについて、以下の新たなルールを設定すること
 - ・ 保護者に虐待を告知する際には子どもの安全を第一とするとともに、通告者保護の観点から、通告元は明かせない旨を保護者に伝えることを徹底すること
 - ・ 子どもの安全が確保されない限り、子どもからの虐待の申し出等の情報元を保護者に伝えないこと。学校、教育委員会等において保護者から求めがあった場合、児童相談所等と連携しながら対応すること
- 児童相談所、学校、警察等の連携について、以下の新たなルールを設定すること
 - ・ 学校、教育委員会等による虐待通告等の対応に関し、保護者による威圧的な要求や暴力の行使等が予想される場合、学校、教育委員会等は児童相談所や警察等の関係機関と速やかに情報共有し、連携して対応すること
 - ・ 要保護児童等について、学校の欠席が続く場合等には、速やかに児童相談所等へ情報提供等を行うこと。これを踏まえて児童相談所等は連携して必要な対応を行うこと

3. 児童相談所、市町村、学校及び教育委員会の抜本的な体制強化

〔中略〕

- 学校や教育委員会において、児童相談所及び警察と虐待ケースの対応マニュアルを共有するとともに、学校長、管理職に対して実践的な研修に取り組むことにより、虐待発見後の対応能力の抜本的強化を図ること

〔後略〕

◆子ども・子育て会議（第41回）が開催される（内閣府）◆

平成31年1月28日、子ども・子育て会議（第41回）が開催されました。全国保育協議会から佐藤秀樹副会長が出席しています。会議では、平成31年度予算案について、10月からの幼児教育・保育の無償化の実施や、待機児童の解消のため「子育て安心プラン」を前倒しすること、保育士確保や他産業との賃金格差を踏まえた処遇改善を実施すること等が説明されました。（配布資料の一部抜粋は別添4のとおり）

公定価格については、平成30年度の国家公務員給与改定に応じて、公定価格の平成30年度単価表を、保育士及び幼稚園教諭等「人件費+0.8%程度」（財源は補正予算）、平成30年4月1日から遡及適用し実施することが示されました。また、消費税率引き上げへの対応、チーム保育推進加算の要件の緩和、栄養管理加算の拡充が実施される予定です（当日配布の資料1-2）。「チーム保育推進加算」は職員の平均勤続年数「15年以上」とされている要件が「12年以上」に緩和されます。「栄養管理加算」は、「栄養士を嘱託するための費用」を「栄養士を嘱託する場合のほか、非常勤栄養士（週3日程度）を配置する場合の費用」へ拡充されます。これらは、幼児教育・保育の無償化の実施にあわせて10月から適用される予定です。

また、平成30年7月に実施された「保育所等における運営実態の調査研究事業」について、調査結果の速報が示されました。保育所の平成30年3月の平日の日数21日のうち、平均開所日数は20.9日、土曜日の日数5日のうち、平均開所日数は4.8日。保育所の土曜日に開所している施設のうち、給食を提供している施設は91.5%。土曜日の共同保育の実施状況、土曜日・休日の利用児童数、職員の勤務状況、休日手当等の支給、各種加算の取得状況、実費徴収の状況、給食への取組状況なども速報として公表されています。

これらの調査結果は、今後、公定価格について議論する際の参考となる予定です。詳細は当日配布の資料8をご参照ください。

経営実態調査は、2019年度も実施される予定です。幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）を対象として、2019年3月時点の運営内容と、2018年度の収支実績が調査されます。調査内容は、設置主体、児童数、事業の実施状況等、公定価格における年間の収支差（2018年度）、職員の給与（2019年3月分）について、職種別の勤続年数や支給額（支給額は2017年と2019年との比較）、職員の配置について2019年3月時点での職種別の配置状況を調査するとしています。

内閣府ホームページに、会議資料が公開されています。また、協議動画は近日中に公表される予定です。

<https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/meeting/index.html>

◆保育所・認定こども園等の「児童福祉施設」は7月から「敷地内禁煙」に（厚生労働省）◆

平成31年1月17日、「健康増進法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」（平成31年政令第5号）が公布されました。

改正健康増進法は受動喫煙対策をすすめるもので、児童福祉施設は「第一種施設」とされ、「敷地内禁煙」への対応が求められています。今般の政令により、改正法は2019年7月1日に施行されることが確定しましたので、行政と連携のうえ、ご対応のほどお願い申し上げます。

詳細は、別添5をご参照ください。